

○広域臨海環境整備センター法施行令第五条に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が定める日を定める件

(平成二十三年一月十四日)

国土交通省
環境省
(告示第一号)

広域臨海環境整備センター法施行令(昭和五十六年政令第三百三十号)第五条の規定に基づき、広域臨海環境整備センター法施行令第五条に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が定める日を次のように定め、公布の日から適用する。

(主務大臣が指定する財産)

第一条 広域臨海環境整備センター法施行令(以下「令」という。)第五条に規定する主務大臣が指定する財産は、次の各号に掲げる施設の用に供される土地(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は第七条第十四号イ若しくはハ

に規定する産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地を除く。)とする。

一 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第十九条の業務に係る港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた同法第二条第五項第二号から第四号まで及び第六号から第九号の三までに掲げる施設(公共の用に供するものに限る。)

二 広域臨海環境整備センター法第十九条の業務に係る公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許に係る同条第三項の規定により添付された図書(当該免許に係る埋立てに関し同法第十条ノ二第一項の規定による許可がされた場合にあつては、当該許可に係る公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年運輸省・建設省令第一号)第七条第二項に規定する図書)に記載された道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設(公共の用に供するものに限る。)

(主務大臣が定める日)

第二条 前条に規定する財産に係る令第五条に規定する主務大臣が定める日は、次に掲げる日のいずれか遅い日とする。

一 前条各号に掲げる施設の用に供される土地が造成された埋立区域（公有水面埋立法第二条第二項第二号の埋立区域をいう。）について竣功認可の告示（同法第二十二条第二項の規定による告示をいう。）があつた日から起算して十年を経過した日

二 前条各号に掲げる施設について、その用途を廃止し、又は公共の用に供する施設以外の施設に変更した日

2 令第一条の施設に係る令第五条に規定する主務大臣が定める日は、当該施設の用途を廃止した日とする。